

# 東住吉冤罪事件

## 青木恵子さん、朴龍皓さんの速やかな 再審開始を求めます

1995年7月22日、大阪市東住吉区の青木恵子さん宅で発生した火災事故。青木さんの長女が痛ましくも逃げ遅れて焼死しました。火災原因は不明のまま、青木さんと内縁の夫、朴龍皓さんが保険金目的の放火殺人事件の犯人として逮捕されました。

2人は公判開始以来、一貫して無実を主張しています。

私たちは当初から、近年明らかになった冤罪事件の数々と同様に、この事件も自白以外に直接証拠は存在せず、自白の内容は信用できない「疑わしきは被告人の利益に」と無罪判決を求めて裁判所への要請を続けてきました。しかしながら一・二審、最高裁ともに、その主張に耳を傾けることなく無期懲役が確定しました。

2009年夏の再審請求以来、青木さんは和歌山刑務所で、朴さんは大分刑務所で一日千秋の思いで再審開始決定を待ち望んでいます。

今年2011年5月20日に実施された新再現実験は、改めて「ガソリン7.3リットルを床に撒き、ターボライターで火をつけた」とする「朴自白」が不可能であることを明らかにしました。

実験は、弘前大学伊藤昭彦教授の監修のもと、不備のないように検察官による必要な証拠の開示もなされ、床面の傾斜なども正確に計測、当時と同様の家屋内ガレージを再現、火災発生時と同種の車両、風呂釜や浴槽、煙突なども設置して行われました。

朴自白どおりにガソリン7.3リットルを撒き終わるには、いくら急いでも36秒かかりました。しかし風呂釜の種火のついた状態でガソリンを撒き始めると、20秒経過した時点でガソリン蒸気が風呂釜の種火に引火し、すぐさま燃え広がりました。火傷を負うこともなく、7.3リットルを撒き終わって着火したとする「朴自白」には大きな疑問が生じます。

さらに、伊藤昭彦教授に対する尋問において、湿度や風速など再現できなかった部分の影響についても検討が加えられましたが、伊藤教授から「影響無し」との明快な回答があったとの弁護団報告を聞くに及び、私たちは、本件の冤罪性はもはや明らかだと確信するに至りました。

この上は貴裁判所が、新たな証拠として提出された伊藤鑑定書ならびに弁護団の最終意見書等を真摯に検討され、速やかに青木恵子さん、朴龍皓さんの再審開始の決定を下されるよう、強く要請するものです。

年 月 日

大阪地方裁判所 第15刑事部 御中

氏名	住所

取扱団体 ● 「東住吉冤罪事件」を支援する会

〒530-0041 大阪市北区天神橋 1-13-15 日本国民救援会大阪府本部気付